

平成30年度福祉用具専門相談員研修 開催要項

1 目的

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項第9号に規定する福祉用具専門相談員指定講習として、指定福祉用具貸与事業所及び指定福祉用具販売事業所等に従事する方の養成を図ることを目的に本研修を開催します。

2 主催

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

3 協力

愛媛県福祉サービス協会

4 開催日程

平成30年6月30日（土）

7月1日（日）・9日（月）・10日（火）16日（月・祝）・17日（火）・18日（水）

【7日間・51時間】（講義・演習50時間・修了評価試験1時間）

5 カリキュラム等

別添参照

6 会場

愛媛県総合社会福祉会館3階「研修室」ほか（松山市持田町三丁目8番15号）

7 受講対象者

指定福祉用具貸与事業所・販売事業所等に従事することを旨とする方等（全日程を受講できる方）

8 定員

45名

※定員になり次第、締切ります（申込多数等の事情から受講をお断りする場合があります。あらかじめご了承ください。）

※県外からの申込みも可能ですが、定員を超えた場合、県内申込者を優先します。

※最少催行人数は30名です。締切後、受講者数が30名以下の場合は、実施しませんのでご了承ください。

9 受講料

35,000円（テキスト代3,780円を含む）

※テキスト「福祉用具専門相談員研修テキスト（編集：社団法人シルバーサービス振興会）」

10 受講決定

申込締切日以後に受講者を決定し、平成30年6月18日（月）頃までに受講の可否を申込者全員に文書で通知します（インターネットからの申込者も文書で通知します。）

11 受講料の振込み

（1）受講決定通知に同封します払込済通知書をご利用の上、受講料をお振込みください。同通知書をご利用の上、県内伊予銀行窓口からお振込みいただくと、手数料がかかりません。

（2）受講をキャンセルされる場合は、必ず**平成30年6月22日（金）17:00**までに下記事務局あてご連絡ください。それ以降のキャンセルについては返金できません。また、ご連絡なく欠席され、受講料を振り込まれていない場合は、無断でのキャンセルとみなし、受講料をお支払いいただきますので、あらかじめご了承ください。

12 申込方法

次のいずれかの方法でお申し込みください。

(1) インターネットからのお申し込み

愛媛県社会福祉協議会ホームページ (<http://www.ehime-shakyo.or.jp/>) から直接お申し込みください。(「トップページ」→「研修・講座」→一覧表にある本研修の**申込み**ボタンをクリック)

※必ず本人が入力してください。

(2) 郵送又はFAXからのお申し込み

別添「受講申込書」をご利用の上、下記事務局あてに郵送又はFAXでお申し込みください。

※必ず本人が自書してください。

13 申込締切

平成30年6月11日(月) 必着 (定員になり次第締め切ります。)

14 修了認定

遅刻・早退は欠席扱いとします。1科目でも欠席がある場合は修了と認めません。

15 修了証書の交付

本研修の全課程を修了し、修了評価試験に合格された方に、修了証書を発行します。

16 個人情報の取り扱い

別添「受講申込書」で得た個人情報については、愛媛県社会福祉協議会が定める「個人情報保護に関する方針」に基づき、この研修以外で使用しません。

17 本人確認について

本研修初日に本人確認をいたします。運転免許証・パスポート・国家資格等の免許証又は登録証など顔写真入りの証明書の提示により行います。もし提示できない場合は、戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の提出を求めますのでご準備ください。

18 その他

(1) 昼食は、各自でご用意ください(ゴミは各自でお持ち帰りください)。

(2) 地下駐車場は午前8時から利用できます。8時より早く来られた方は、南側駐車場を利用してください。通勤・通学・通行の妨げになりますので、**県総合社会福祉会館の正面玄関及び地下駐車場出入口付近、周辺道路への駐停車は厳禁**とします。地下及び南側駐車場が満車の場合は、お近くの有料駐車場に駐車してください。

(3) 会場の駐車場には限りがありますので、できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

19 申し込み・連絡先

愛媛県社会福祉協議会・福祉振興部長寿推進課 (担当：辻川)

〒790-8566 松山市持田町三丁目8番15号 県総合社会福祉会館2階

TEL 089-921-5140 / FAX 089-921-8939

Eメール chouju@ehime-shakyo.or.jp / URL <http://www.ehime-shakyo.or.jp/>